

平成 26 年度
「地（知）の拠点整備事業」
公募要領

平成 26 年 1 月
文 部 科 学 省

1 事業の背景・目的

[背景]

我が国は、急激な少子高齢化の進行、地域コミュニティの衰退、グローバル化によるボーダーレス化、新興国の台頭による国際競争激化など社会の急激な変化や、東日本大震災という国難に直面しており、今こそ、持続的に発展し活力ある社会を目指した変革を成し遂げなければならない。

特に、日本全国の様々な地域発の特色ある取組を進化・発展させ、地域発の社会イノベーションや産業イノベーションを創出していくことは、我が国の発展や国際競争力の強化に繋がるものである。

大学及び大学を構成する関係者は、社会の変革を担う人材の育成、「知の拠点」として世界的な研究成果やイノベーションの創出など重大な責務を有しているとの認識の下に、国民や社会の期待に応える大学改革を主体的に実行することが求められている。

その中で、目指すべき新しい大学像として、学生がしっかりと学び、自らの人生と社会の未来を主体的に切り拓く能力を培う大学、地域再生の核となる大学、生涯学習の拠点となる大学、社会の知的基盤としての役割を果たす大学が挙げられる。

[目的]

本事業は、自治体を中心に地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める「地域のための大学」として全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行いながら、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、更には自治体を中心に地域社会と大学が協働して課題を共有しそれを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。

これにより、大学での学びを通して地域の課題等の認識を深め、解決に向けて主体的に行動できる人材を育成するとともに、大学のガバナンス改革や各大学の強みを活かした大学の機能別分化を推進し、地域再生・活性化の拠点となる大学を形成する。

2 事業の概要

(1) 対象となる事業

- 我が国の国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校（「大学」という。）※が、自治体と連携し、以下の通り全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を行う事業を対象とする。

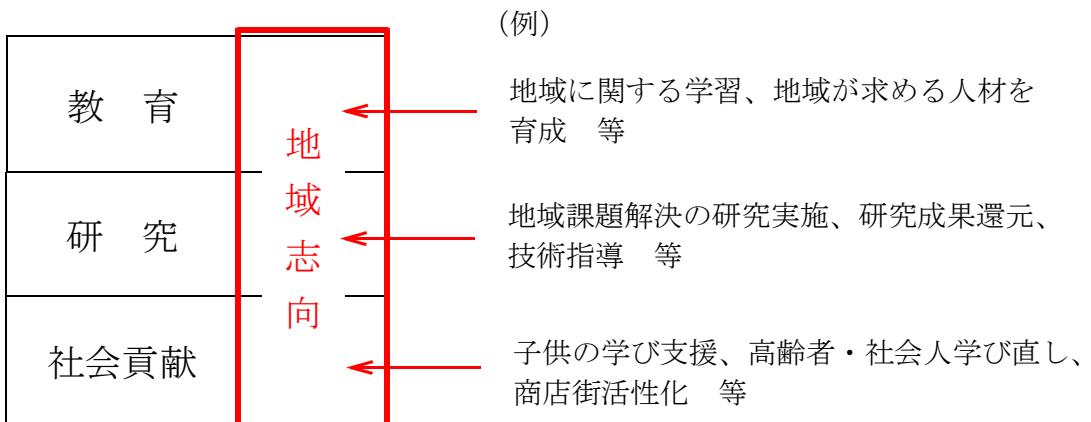
※学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る）

- ① 地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）のマッチング等により、地域と大学が必要と考える取組を全学的に実施。

その際、計画期間中において、教育カリキュラム・教育組織の改革は必須。特に、全学生が在学中に一科目は地域志向科目※を履修する教育カリキュラム・教育組織の改革を必ず実施すること。

※「地域志向科目」とは、本事業の目的に沿った人材育成のために必要な学

修を実施する科目のこと



② 地域を志向した大学であることを学則等に位置付けることにより明確に宣言し、また、地域の声を受け止める体制の整備や学内の周知徹底（全学教職員へのFD・SDの徹底など）など、全学的な取組であることを明確化。

③ 大学と自治体の対話の場の設定やコストシェアの考え方（役割分担）を明確にしたうえでの自治体からの支援（財政支援、建物の無償貸与、人員派遣等）の徹底など、大学と自治体が組織的・実質的に協力

- これまでの地域との連携の実績を発展、充実させた事業とする。
- これまで大学への補助金（大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金等）で支援した取組について、成果を基に取組内容を発展、充実させた上で、本事業の一部として取り込むことは可能である。
- 大学への補助金による経費措置を受けている事業又は受ける予定のある事業と同一又は類似の事業を申請することはできない。

(2) 申請者等

(設置者、申請者、申請単位)

- 事業者は大学の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人、地方公共団体又は独立行政法人国立高等専門学校機構）、申請者は大学の学長（高等専門学校においては校長。以下「学長」という。）である。

事業者には、大学改革推進等補助金を交付する。

- 申請は、大学を単位とする。それ以外（学部、学部の学科、研究科、研究科の専攻、短期大学の学科及び専攻課程、高等専門学校の学科、専攻科、別科）の単位で申請することはできない。

(事業実施体制について)

- 学長は申請した事業全体に責任を持つ。
- 事業の運営を実質的に総括する常勤の教職員1名を「事業担当者」とする（役職は問わない）。

(複数の大学による申請について)

- 複数の大学が連携して申請する場合は、共同申請とする。この場合、申請は各学長の連名によるものとし、補助金はそれぞれの大学に交付することを予定している。なお、事業

担当者はそれぞれの大学ごとに1名とする。

- 連携する大学の数については、特段の上限は設定しないが、個々の大学ごとに全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献が行われていることが必要である。
- 上記の他、申請大学の資源（シーズ）では対応できない部分について、事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力して実施することができる。

(申請できない大学)

- 学生募集停止中の大学は、申請することができない。
- 文部科学省の「私立大学等経常費補助金」において、管理運営不適正等により前年度に減額又は不交付の措置を受けた大学は、申請することができない。

(その他)

- 平成25年度に採択された大学は、申請することができない。

(3) 地域・自治体等

(地域の定義)

- 大学にとって、本事業において今後拠点として活動していく「地域」の範囲を明示すること。その際、当該大学がその地域の拠点となる必要性・重要性を十分に説明すること。
ただし、当該大学が立地する都道府県又は市区町村を必ず含むこと。これに加えて、それ以外の都道府県・市区町村を「地域」に含めることは、差し支えない。
原則として、「地域」は都道府県、市区町村単位とすること。
- 複数キャンパスを所有する大学は、原則として各キャンパスごとに、立地する都道府県又は市区町村との連携が必要となる。
- 「地域」の範囲には、都道府県を越えたものも含む。また、必ずしも隣接している必要はない。

(自治体との関係)

- 大学が設定する「地域」の自治体との連携は必須である。
- これまでの連携の実績を基に、大学と自治体がより組織的・実質的に連携する計画である必要がある。
- 地域課題についての意見交換や地域のニーズにあった教育研究のあり方を共同構築するため、大学と自治体との対話の場を設定する。
- 自治体からの人的、物的又は財政的支援に関しては、申請の段階で行われている支援に加えて、補助期間中に充実させていくこと。なお、規模や比率は各大学において事前に設定する。
- 申請に当たり、自治体の参画意思を示す副申又はこれに代わる書類を添付する。
- 自治体は、複数の申請に関与することが可能である。

(地元企業、NPO等各種団体・機関との関係)

- 地域に所在する企業、NPO等各種団体・機関とも積極的な連携・対話をし、地域の様々な関係者と協働することが望ましい。

(4) 選定件数と申請件数

- 選定件数は、申請の状況等により予算の範囲内において調整する。
- 単独大学による申請、複数大学による申請に関わらず、一つの大学が申請できる件数は1件とする。ただし、大学の一部の機関、教員等が他の大学の事業の一部に協力する場合

は、共同申請に当たらないため、申請件数に含めない。

(5) 補助期間

- 最大5年間。
- 3年目に中間評価を実施し、事業の進捗状況によっては、次年度以降の計画の変更、又は補助金の減額・打ち切りを行うことがある。
- 大学は、補助期間中に事業体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定すること。

(6) 事業規模

- 補助金基準額： 53,000千円（初年度・年間）
補助事業上限額： 100,000千円（初年度・年間）
- 事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業上限額との差額は自己収入等の財源により各大学が負担する。なお、補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合がある。
- 事業内容や支援期間終了後の継続性を勘案の上、適切な規模の申請を行うこと。

(7) 経費の範囲

- 申請できる経費は、事業計画の遂行に必要な以下の経費である。本事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意すること。また、申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、補助期間終了後も事業が継続できるよう、補助期間（最大5年間）における適切な規模の所要経費を算出すること。

シンポジウム、広告費及び旅費等が、事業目的と照らして過度に華美とならないよう特に注意すること。

採択された大学が申請した経費のうち、補助金の充当が適当な事項に対して、文部科学省が経費措置を行う。

なお、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業計画の内容等を総合的に勘案して毎年度決定する。

- 経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしたがって適切に管理すること。

【物品費】

①設備備品費

本事業を遂行するに当たり直接必要な設備備品の購入や設備備品を設置する際の軽微な据え付けに要する経費に使用できる。なお、設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど、特に留意すること。

建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができない。

②消耗品費

本事業を遂行するに当たり直接必要なソフトウェア、図書・書籍、事務用品等の消耗品の経費に使用できる。なお、学生の教科書など通常学生が負担すべき費用については、補助の対象とはならない。

【人件費・謝金】

①人件費

本事業を遂行するに当たり直接従事することとなる、教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や地域と大学をつなぐコーディネーター等の人件費に使用できる。

②謝金

本事業を遂行するに当たり直接必要な専門的知識、情報、技術の提供等の協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できる。

【旅費】

本事業を遂行するに当たり直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できる。なお、外国旅費の執行にあたっては、その必要性に十分に注意すること。

【その他】

①地域志向教育研究経費

補助金では、地域を志向した教育・研究・社会貢献を行うための経費を学内公募により各教員に配付することができる。その際の注意事項は以下の通り。

- ・ 大学全体の地域志向を踏まえ、単に教員の教育・研究経費の補填になることがないよう、真に事業の主旨に合致した教育・研究・社会貢献活動を改善するための支援であること。
- ・ 配付先選定の考え方を明確にした文書を作成し、学内公募前に文部科学省に提出すること。
- ・ 各教員は経費を適切に管理し、年度末には執行状況を大学に報告すること。
- ・ 大学は毎年度、各教員の成果や経費の執行状況についてフォローアップを行うこと。

②外注費

本事業を遂行するに当たり直接必要な外注に要する経費に使用できる。

③印刷製本費

本事業を遂行するに当たり直接必要な資料等の印刷、製本に要する経費に使用できる。

④会議費

本事業を遂行するに当たり直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要する経費に使用できる。

⑤通信運搬費

本事業を遂行するに当たり直接必要な物品の運搬、通信・電話料等に要する経費に使用できる。

⑥光熱水料

本事業を遂行するに当たり直接必要な電気、ガス及び水道等に要する経費に使用できる。

⑦その他

本事業を遂行するに当たり直接必要なその他経費（物品等の借損及び使用、土地・建物借上料、施設・設備使用料、学会参加費、委託費、広報費、振込手数料等）に使用できる。

他の大学の機関、教員等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができる。

また、事業を遂行するために必要であり、事業の本質をなさない定型的な業務についても、他に委託して行わせることができる。委託費の総額は、補助金額の50%を超えないようにすること。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することができない。

3 審査方法・基準等

（1）審査手順

- 本事業の選定のための審査は、文部科学省に設置する「地（知）の拠点整備事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行う。
- 審査は、提出された申請書等による「書面審査」及び「面接審査」の二段階審査を行い、採択事業を決定する。具体的な審査方法等については、「平成26年度「地（知）の拠点整備事業」審査要項」を参照すること。
- 本年度の面接審査は、6月頃に行う予定であり、面接対象となった大学については、別途選定委員会よりその旨の連絡を行う。申請資料等の内容について責任をもって対応できるよう、学長、事業担当者等は準備しておくこと。

（2）選定結果の通知等

採択された大学には、学長宛に選定結果を通知する。なお、採択にあたっては、選定委員会等の審議を踏まえ、改善等の意見を付すことがある。

（3）その他

上記以外の審査の方法・基準等は別途定める。なお、審査にあたって、平成26年度は特に以下の点に配慮する。

- 地域（同一都道府県内での選定件数等）、学校種や設置形態、大学の規模等のバランス
- 大学の機能別分化を推進する重点的な支援であるという本事業の目的から、大学として、「地域の知の拠点」であるということにファーストプライオリティを置いているか否か

4 申請方法等

（1）申請書等

別添「平成26年度「地（知）の拠点整備事業」申請書等の作成に当たって」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の申請書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請すること。

（2）提出方法

申請書等を、平成26年4月8日（火）～9日（水）（10時から正午まで及び13時から

17時まで。) の期間内に、文部科学省に提出すること。送付する場合は、封筒に「地(知)の拠点整備事業申請書等在中」と朱書きの上、配達が証明できる方法(小包、簡易書留、宅配便等)で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにすること。

【提出先】〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室改革支援第一係(14階)

(3) その他

- 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めない。
- 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合、審査対象外とする。また、虚偽の記載があった場合は、採択後に判明した場合においても、採択が取り消されることがある。
- 提出された申請書等は返還しないため、各大学において控えを保管しておくこと。

5 その他

(1) 補助金の執行に関する留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意すること。

①補助金の執行及び管理

補助金の執行に当たっては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければならない。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出等を、各大学ごとに学長の下、一括して行うようにすること。

②補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにすること。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年から5年間保管すること。

(帳簿及び書類については、各年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間(最大5年間)の全てについて、事業完了年度から5年後まで保存することに注意。)

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。

(2) 事業の評価等

- 支援開始から3年目に中間評価、補助期間終了後に補助期間全体の実績に関する事後評価を実施する。中間評価の結果は、補助金を配分する際に勘案するとともに、事業目的、

目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを行わせるとともにその内容を公表することがある。

- 上記の他、毎年度フォローアップを実施する。フォローアップの結果は、毎年度、補助金を分配する際に勘案する。
- 大学は、事業開始から補助期間終了までの5年間、継続的に教職員、学生、自治体及び企業、NPO等の各種団体・機関を対象としたアンケートや聞き取り調査を実施し、継続的な計画の改善を進めることとする。

(3) 事業の公表

- 公募締切後、申請大学名等を公表する予定としている。また、採択された大学については、概要等についても公表する予定である。
- 本事業の趣旨・目的等を踏まえ、採択された大学は、自ら事業内容、成果等を各大学のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に学内外へ情報提供すること。特に、当該地域での広報・普及活動について、自治体とも連携し、積極的に取り組むこと。
- 文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、採択された大学に対しては、協力を求めることを予定している。なお、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになる。

(4) その他

- 本事業の公募は、平成26年度予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなる。

6 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室改革支援第一係
電話：03-5253-4111（内線3321）

(2) スケジュール

公募説明会	平成26年1月17日（金）
公募締切	平成26年4月8日（火）～4月9日（水）
面接審査	平成26年6月頃
採択結果通知	平成26年7月頃